

令和8年度第1回加古川市介護保険運営協議会 要旨

日 時：令和8年8月4日（火） 13:55～15:26

場 所：市役所北館4階 大会議室

出席者：【委 員】11名出席

【事務局】15名出席

1 開会

（委 員）

新任あいさつ

（委 員）

あいさつ

2 報告事項

（1） 令和8年度における介護サービス基盤等整備方針について

※加古川市情報公開条例第5条第5号に基づき、報告内容及び資料を不開示とします。

（2） 令和7年度地域包括支援センター活動報告及び令和8年度地域包括支援センター（以下、「包括」という。）事業実施計画について

（事務局）

資料2-1、2-2より説明

（委 員）

事務局からの説明は終わりました。何か質問はありますか。

（委 員）

3つ質問があります。

1つ目、高齢者虐待の話で「8050問題」という言葉がありましたが、取組や支援方法など、何か確立されたものがあれば教えてください。

2つ目、地域ケア会議について、制度や政策の変更につながったような成果があれば教えてください。

3つ目、ケアマネジャーがなかなか見つからない、特に要支援の方の受入先がないといったケースがあった場合、市として検討されていることがあれば教えてください。

(事務局)

1つ目の質問について回答します。

8050 問題に関する高齢者虐待については、新たな取組というところでは、なかなか取り組めていない部分もあります。ただ、現在、80 代の親とその子が障害や精神的疾患を抱えているような世帯で、高齢者虐待につながってしまうケースが非常に多くなっており、虐待を受けている高齢者への支援はもちろんですが、実際に虐待をしてしまっている 50 代の子に対しても、何らかの支援や措置が必要となるケースが多くなっています。

そのため、高齢者への支援だけでなく、障がい者支援課など関係部署とも横のつながりを持ちながら、親と子の双方に対してどのような支援や対応ができるのかを、ケースごとに判断している状況です。

(事務局)

2つ目の地域ケア会議に関する質問について回答します。

地域ケア検討会議の中で、具体的な取組につながるよう、継続して議論を行っています。今後、具体的な形になった場合は、地域包括ケア推進会議において、出された課題や議題がその後どのように進んでいったのか、報告する機会を設けたいと考えています。一方で、地域包括ケア推進会議に政策提案として上げていくところについては、課題の抽出から具体的な取組につなげていく過程にも難しさを感じています。課題を抽出し、委員の皆様からご意見をいただいたとしても、その場ですぐに具体的な取組に進むわけではないため、事務局としても課題を感じています。そのため、具体化に向けた検討を進めながら、必要に応じて地域包括ケア推進会議へつなげていくなど、行き来をしながら進めていければと考えています。

3つ目のケアマネジャーがなかなか見つからない問題について回答します。

慢性的に継続してケアマネジャーが見つからないという状況は、現在聞いていません。

一時的なタイミングによって、待ちが発生している状況があると認識しています。また、市としても、特に軽度の支援が必要な方に対するケアマネジメントについては、制度改正により簡略化できる仕組みもできているため、そのような仕組みを適切に活用しながら、ケアマネジャーの負担軽減を図り、待ちが発生しないような状況につなげていきたいと考えています。

（委員）

地域包括支援センターの方にも質問です。実際の状況としてどうなのか、また、どういった仕組みがあれば、そのような状況を減らしていくことができるのか議論されたことはありますか。

（事務局（地域包括支援センター））

先ほど事務局から説明があったように、ケアマネジャー不足は、タイミングによる部分もあります。特に要支援の方については、居宅介護支援事業所に対する報酬が非常に低いこともあり、受入先の確保という面で課題になっている部分もあると感じています。

対応についてですが、まず地域包括支援センターでは、ご相談を受けた際に緊急性の判断を行い、緊急性が高く、早急にサービスが必要な方については、優先してケアマネジャーを紹介しています。一方で、緊急性がそれほど高くない場合については、例えばデイサービスであれば体験利用などもありますので、そのようなサービスにつなぎながら、どの程度、どのような支援が必要なのかを一緒に考え、タイミングを見ながらケアマネジャーを紹介しています。

（委員）

今後このような状況がさらに加速していくことを想定すると、何らかの別の方法についても検討が必要ではないかと思います。その点については、今後の課題として引き続き検討をお願いします。

（委員）

ケアマネジャーについて、研究会や大会などでAI活用ของことがかなり取り上げられるようになってきていると聞いていますが、実際にそのような状況なのでしょう。

地域包括支援センターの方では、そのような話を聞かれていますか。

（事務局（地域包括支援センター））

AIの活用については、国の方でも推奨されていると認識しています。例えば、ケアプランの作成など、一定の事務負担を軽減するために進められていると認識しています。

（委員）

そのことについて、加古川市として、今後どのように進めようとしていますか。事務局と地域包括支援センターの両方の立場からお聞きしたいです。

(事務局)

I T機器やA Iを活用するという部分についてですが、実際に利用する側である事業者の方々が、どの程度A IやI T機器に馴染みがあるのか、現状ではわからないところもあるので、まずは現状を正しく把握することから検討していく必要があるのではないかと考えています。

(事務局 (地域包括支援センター))

ケアプラン作成や会議の際に、録音機能を活用して議事録を作成するなど、そのようなサービスを提供している業者が少しずつ増えてきていると感じています。そのようなサービスを各地域包括支援センターで導入することができれば、ケアプラン作成にかかる時間の短縮につながり、担当できる件数を増やすことにもつながるのではないかと思います。

(委 員)

現在、A Iの進歩は非常に早く、どんどん進化している状況です。今後、民間事業者がビジネスとして各事業所へA Iサービスを導入していくことも考えられます。その際、事業者ごとに異なるサービスを導入すると、施設間でのデータ連携が難しくなったり、市として共通した考え方や取組を進めにくくなったりする可能性もあるのではないかと感じています。A I活用について、ケアマネジメント分野だけに限らず、情報共有の仕組みも含めて検討していく必要があると思います。

A Iを活用することで、ケアマネジャーの業務負担を軽減し、仕事を効率化する環境を整えていく必要があると考えています。まずはA Iについての知識を身につけるための取組を早急に進めてもらいたいです。

(委 員)

A Iや介護ロボットなどについて、現在さまざまなところで言われていますが、事務的な部分についてはA Iを活用していく方向で、一定の仕組みづくりが進められていると聞いています。一方で、事務的な効率化についてはA Iの活用が有効だと思いますが、本人のニーズに関わる部分については、やはりその人自身に合わせて考えていく必要があると思います。効率性の部分と、本人のニーズの部分を適切にアセスメントした上で、支援方針やケアプランを考えていくことが重要だと思います。

資料2-1 3ページの「高齢者虐待対応状況」について質問です。通報状況については、全体として相談件数が減少しているとの説明がありましたが、経済的虐待について、昨年度は1件だったものが今年度は6件となっています。6件の経済的虐待について、主な背景やこういった状況で経済的虐待につながっているのか教えてください。また、その「被虐待者の状況」については、虐待ありと判断した方の介護認定状況を見ると、要介護1について、令和6年度は10件、令和7年度は16件となっており、いずれも多い数字となっています。

この数字について、どのように捉えているのか教えてください。

例えば、認知症の症状が出始めた要介護1程度の方について、ご家族など周囲の方が変化に気づかなかったり、対応方法が分からなかったりすることで、結果的に虐待につながってしまうケースもあるのではないかと思います、そのあたりも含めてどのように分析されているのか教えてください。

（事務局）

まず1つ目の経済的虐待の背景について回答します。

ケースとして多いのは、高齢者の方が寝たきりや認知症などにより金銭管理ができない状態にあり、その方の年金などの収入を、子や配偶者の方が自分のために使ってしまうというケースです。先ほど8050問題についてもお話がありましたが、精神的な不調や生活上の困難を抱えている子が、親の年金を使い込んでしまい、その結果、高齢者本人の日常生活が成り立たなくなってしまうケースが昨年度は多く見られました。

それが今回の数字にも表れているのではないかと考えています。

2つ目の要介護1の増加についての分析ですが、認知症に対する知識や理解が十分でない方が、認知症の配偶者や親に対して、どのように対応したらよいか分からず、結果として虐待につながってしまうケースは増えていると感じています。ただ、なぜ要介護1の方が最も多く、また増加率が高くなっているのかという点については、現時点では十分な分析ができていないので、今後、確認をしていきます。

（委員）

経済的虐待の部分について、もう少し確認したいのですが、「自分のために使ってしまう」というのは、例えば家計が厳しい状況の中で、「申し訳ないけれど、年金を少し使わせてもらおう」というような感覚なののでしょうか。それとも、「これは自分のお金だ」というような認識で、親の年金などを使ってしまうというケースなののでしょうか。

（事務局）

経済的虐待として認定されるのは、基本的には、寝たきりの状態や認知症などにより、ご自身で金銭管理や判断をすることが難しい方の年金などの収入を、家族が本人のためではなく、自分自身のために使ってしまうというケースになります。

本来であれば、そのお金は、例えば寝たきりの方であれば必要な施設利用の費用など、本人の生活や支援のために使われるべきものです。しかし、そういった目的ではなく、家族自身の生活費などに使ってしまうという、自分のためにお金を使ってしまうケースが、経済的虐待の事例として多く見られます。

（委員）

個人の問題として考えられるような場合であれば、本人自身が何とかしていく必要があると思います。一方で、家族の生活の問題ということになると、本人だけの問題ではなく、何らかの支援が必要になる場合もあるのではないかと思います、確認しました。

（委員）

高齢者虐待についてです。資料 2－1 2 ページ総合相談活動状況調べのところで、相談内容の全件数として、高齢者虐待が令和 7 年度では 1,000 件を超えているとあります。一方で、資料 2－1 3 ページの高齢者虐待対応状況の件数とは差がありますが、この違いについて教えてください。

（事務局）

資料 2 ページの「総合相談」の中にある高齢者虐待の件数についてですが、相談内容全件数の高齢者虐待の部分が 1,000 件を超えているという点については、地域包括支援センターに総合相談として寄せられた相談内容を、記載しているカテゴリーごとに集計したもので、相談として寄せられた件数全体を集計した数字です。また、その下の「主相談件数」のところにも高齢者虐待の件数がありますが、こちらは地域包括支援センターに寄せられた相談のうち、主な相談内容が高齢者虐待に該当するものを集計したものです。

（事務局）

資料 2－1 3 ページの部分については、相談の中で実際に虐待として認定されたもの、また、その後対応を行ったものの件数になります。相談として寄せられた件数と、実際に虐待として認定し、対応した件数は異なっており、資料 3 ページについては、虐待として判断され対応した件数を示しています。

（事務局）

資料 2－1 2 ページの「当年度相談実人員」についてですが、年間 133 人となっています。そのため、1 人の方について複数回の相談や対応が発生するケースもあります。実際に関わった人数として見る場合は、この相談実人数の人数と、対応状況の件数はそれぞれ異なるものとしてご理解いただければと思います。

（委員）

地域ケア会議については以前から非常に関心があり、大変重要な役割を担っていくものだと考えています。最終的な目標（ゴール）が何なのか、その目標に至るまでの K P I や評価指標を設定し、「高齢者が安心して暮らせる地域をつくる」という成果につながるような会議にしていくことが大切だと思います。

計画を作成する際には、目標を設定し、その達成状況を確認するための指標を立て、成果を評価しながら、必要に応じて年度ごとに修正していくという積み重ねが重要だと考えます。2040年問題を見据え、地域の課題が複雑化する中では、目標や指標を持ちながら取組を進めていくことが重要と考えます。地域ケア会議については、議論しているという話は以前から聞いていますが、その成果が少し見えにくい部分があり、今後、会議の持ち方や成果の示し方、目標や評価指標の設定について、さらに発展させていく必要があると思います。

（事務局（地域包括支援センター））

地域包括支援センターが主催している会議として、「地域ケア個別会議」「地域ネットワーク会議」「自立支援マネジメント会議」の3つがあります。

これらの会議では、地域包括支援センターに相談している方が抱えているさまざまな課題について、関係機関が集まり検討を行っています。その中で、個別の課題だけではなく、加古川市内で同様の課題を抱えている方がどの程度いるのか、地域全体の課題として捉える必要があるのかについても検討し、その結果を地域包括ケア推進会議につなげていく流れであると認識しています。

地域包括支援センターとしては、個々の相談者が抱えている課題について、同じような課題を抱える方が多くいる場合には、それを地域課題として捉え、政策形成につなげていくことが理想であると考えています。ただ、そこからすぐに具体的な取組や政策につながるということは、なかなか簡単ではないと認識していますが、そういった積み重ねが大事と認識しています。

（事務局）

事務局から回答します。

先ほど地域包括支援センターから説明があったように、それぞれの地域包括支援センターで開催している個別の会議等に出てきた課題について、地域ケア検討会議の中で、地域全体の課題として整理していく流れになっています。

その上で、市全体の会議である地域包括ケア推進会議において、政策的な対応が必要な地域課題について、政策形成につなげていくことが会議の趣旨となっています。その中で、目標や成果、課題をどのように整理し、どのようにつなげていくかという点については、今後さらに検討していく必要があると感じています。まずは、地域の課題を明確にするとともに、その課題が解決されることでどのような状態を目指すのか、どのような成果が期待できるのかを明確にした上で、政策形成につなげていく必要があると考えています。ただ、実際の会議運営の中では、課題の整理と具体的な取組の検討を行き来しながら進めている部分もあり、難しさを感じています。それぞれの事業についても、「こうなれば成果が出たと言える」という目標や成果指標を設定しながら、計画的に進めていくことが必要だと考えます。今年度は高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定も行っているため、その点についても意識しな

がら、目標設定を行っていきたいと考えています。

（委 員）

地域ケア会議の重要性については、非常に感じています。

個別ケースから出てきた課題の中には、同じような状況の方が地域に複数いらっしゃる事が分かり、地域全体の課題として捉えることができるものもあると思います。

一方で、地域包括ケア推進会議は年に数回の開催であるため、そこで一つ一つの課題を検討し、すべてを決定していくことは難しい部分もあると感じています。

地域包括支援センターから出てきた課題について、対応可能なものは一つ一つ取組を進めて成果につなげ、その成果や取組状況を整理した上で、地域包括ケア推進会議で共有していく進め方も必要だと思います。年に数回の会議のたびに、「前回は何を議論したのか」というところから始まる形では、なかなか前に進みにくいため、今後、会議の進め方や課題の扱い方についても検討しながら、スピード感が求められるものについては、進められるものから進めて成果を出していくことが非常に大切ではないかと思っています。

（委 員）

他にご意見等はありませんか。

質問ご意見がなければ、本日の意見を参考にして事務を進めてください。

（３）介護用品支給事業について

（事務局）

資料３－１、３－２より説明

（委 員）

事務局からの説明は終わりました。何か質問はありますか。

（委 員）

資料３－２ 令和８年度契約業者が株式会社ゴトウ・アズ・プランニングとなっていますが、こちらに決まった理由を教えてください。

（事務局）

入札の結果、こちらの事業者の方に委託しています。

（委 員）

株式会社ゴトウ・アズ・プランニングは月に 100 名増えることを承知しているのでしょうか。

（事務局）

委託事業者には、具体的な話はまだ進んでない状態です。

（委 員）

1 事業者で月 100 名の配達が増えるのはかなりきついのではないかと思います。

（事務局）

もし対象を広げるとなった場合は、委託事業者の方とも配達方法をどうするのか等の検討を行う予定です。

（委 員）

紙おむつの生計に対する負担は、それなりに大きいものだと思います。国としても、「家族介護支援事業」をやめるという方針としたが、金額としてはそれほど大きくないのではないかと感じます。本事業の継続の是非と対象者の拡充を、この協議会で判断するものなのでしょうか。

（事務局）

令和 5 年度にも同様の動きがありましたが、結果的には令和 8 年度まで継続することが 12 月に決定されました。その際も、この協議会で本事業の継続の是非と対象者の拡充を協議したため、今回も同様に審議いただきたいと思います。

（委 員）

反対のご意見がなければ、これを了承ということでよろしいでしょうか。
挙手をお願いします。

——全員挙手——

全員一致で承認されました。

（委 員）

他にご意見等はありませんか。
質問ご意見がなければ、本日の意見を参考にして事務を進めてください。

(4) 令和7年度指定地域密着型サービス事業者の指定等について

(事務局)

資料4-1、4-2より説明

(委員)

事務局からの説明は終わりました。何か質問はありますか。

通所系サービスの廃止が多いようだが、小規模多機能型居宅介護の今まで廃止したところはあるか。

(事務局)

過去に廃止した小規模多機能型居宅介護はあります。ここ数年ではありませんが、令和2年で3件など、数年に1回ほど廃止するケースがあります。

(委員)

他にご意見等はありませんか。

質問ご意見がなければ、本日の意見を参考にして事務を進めてください。

3 その他

なし

4 閉会

(委員)

あいさつ